

民間資金等活用事業推進委員会
第14回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第14回計画部会
議事次第

日 時：平成30年5月14日（月）15:00～16:40

場 所：合同庁舎8号館8階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）（案）について

（2）その他

3. 閉 会

○森企画官 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第14回計画部会」を開催いたします。

私は、事務局である内閣府PPP/PFI推進室の企画官の森でございます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、計画部会の構成員13名のうち11名の委員・専門委員の皆様に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料について御連絡させていただきます。本日の資料及び議事録は、アクションプランの改定内容に直接かかわりますので、アクションプランの見直しが終わるまでは非公表とさせていただきます。御承知おきください。

それでは、以後の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○柳川部会長 よろしく願いいたします。

それでは、早速、本日の議事に入らせていただきます。

今、お話がありましたように、本日はアクションプランの平成30年改定版の案について御審議をお願いいたします。前回の審議を踏まえて、事務局においてPPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）の案を作成していただいておりますので、これについて皆様に専門的見地から御意見いただきたいと思います。

まず、事務局から、改定案等について御説明をお願いいたします。

○森企画官 それでは、資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。

資料の全体なのですが、資料1、資料2-1から2-3、参考資料から成っております。資料1は本日の御説明用の資料でございます。一連のアクションプランの資料が資料2-1から2-3となります。参考資料1と2は、前回の計画部会で配付させていただいたものになりまして、そこから本日どう変わっているかということで御参照していただければと思います。

それでは、まずは資料1で説明をさせていただきたいと思っております。A4横の紙でございますけれども、2ページ目が改定スケジュールということで、改めての確認ですけれども、本日がこの一連の計画部会の3回目になっております。前回皆様からいろいろ御指摘をいただきまして、それに対して対応案と、それをアクションプランにどう記載するかということで事務局のほうで作成しましたので、それを本日御審議いただければと思います。計画部会として本日が最終回ということで御審議いただいて、計画部会として了承していただいて、来週月曜日に親委員会のほうに計画部会報告ということで、このアクションプランの改定案の審議をしていただくという予定で進めていくものでございます。

続きまして、3ページ目から5ページ目は、これも何回かつけさせていただいております、昨年末に取りまとめでいただいた課題ですので、こちらは必要に応じて適宜ごらんいただければと思います。

6 ページ目から 9 ページ目までは、その年末に取りまとめた課題に対して、今後どうい
うことをしていくかというのをまとめたものでございます。こちらにつきましても、説明
は省略させていただきますが、必要に応じてごらんいただければと思っております。

10 ページ目が改定の概要版で、こちらはまた資料 2 のほうで改めて説明をさせていただ
きたいと思っております。

11 ページ目は参考で、今の平成 29 年改定版でございます。

本日は、この資料の 12 ページ目から 14 ページ目で主に説明をしたいと思っております。

こちらは何が書いてあるかと申しますと、前回、皆様からいただいた意見で、当日回答
させていただいた部分もありますし、後日、対応方針を策定しまして、それをアクション
プランへ記載する場合の記載文章案ということで書かせていただいております。一つずつ
順を追って説明させていただきます。

まず、石田専門委員からいただきました 1 番、2 番ですけれども、裾野拡大に向けた負
担軽減策というのは重要な取り組みですが、一方で小規模事業は民間が取り組みにくい面
もあるので、広域的な案件形成に関しても言及してほしいといった御意見ですとか、同様
に、プラットフォームの活用の中でもそういった案件形成について言及してほしいとい
うところございました。

まず 1 点目につきましては、具体的にアクションプランに記載をさせていただいたとい
うものでございます。それが一番右側になるのですけれども、具体的な資料で言いますと、
行ったり来たりしてしまうのですが、資料 2 - 2 がアクションプランそのものの案になっ
ておりまして、こちらの 11 ページ目になります。「3. 推進のための施策」の「(1) 実
効性のある PPP/PFI 導入検討・優先的検討の推進」という項目の中の⑧に「具体的な案件形
成が実際に進むように、実施主体の経験に応じた支援・情報の横展開を図る」。「なお」
以下で、下のほうに「広域化と PPP/PFI の検討を連携して行うことが有効となるケースも存
在する旨も周知する」ということで、このように記載をさせていただいたところでござい
ます。

続きまして、プラットフォームのところですが、こちらと同じ 11 ページの下に「ま
た、一の地方公共団体の枠組みを超えたより広域的な地域プラットフォームの形成も促進
し、PPP/PFI の活用を通じた事業の広域化等を推進する」と今も記載させていただいており
まして、今後、これを踏まえて取り組みを行っていきたいと考えております。

続きまして、3 番目は同じくプラットフォームのところでございます。プラットフォ
ームがどれだけ案件形成につながったかということで目標設定を検討してほしいとい
うところございましたが、こちらにつきましては、本体でいきますと、12 ページ目に新たな
目標値を設定するというので書かせていただいております。具体的には「平成 28 年版で設
定した地域プラットフォーム形成数及びブロックプラットフォーム（地方ブロック単位で
形成されたもの）に参画する地方公共団体数の目標は達成した。今後は地域プラットフォ
ーム（ブロックプラットフォームを含む）への地方公共団体の参画を更に促進するととも

に、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進するため、新たな目標値を設定する」ということで、こちらを記載させていただいたところでございます。

その次に、こちらは何人かの先生からも御指摘いただきましたけれども、公共施設の非保有の議論を盛り込めないかというところでございます。こちらにつきましては、アクションプラン本体の18ページ目の「(7) その他」の③で、「公共施設を保有しないケースの事例を収集し、公共施設の保有・非保有に関する整理・検討を行う」ということで記載をさせていただいたところでございます。

続きまして、赤羽専門委員からいただいた御意見でございますけれども、まず、PDCA全般ということで、どれだけ各施策が案件形成につながったかという観点から今後PDCAを行うようにする必要があるということで、こちらは我々もそのように思っております。今後の評価を行う中で適切な評価が可能となるように工夫していきたいと思っております。例えば、先ほどの地域プラットフォームでいきますと、今、プラットフォームをつくった数から、後は新たな目標値ということで案件形成のほうへシフトするというふうにしていますけれども、そういったことをやる中で、今後、適切な評価が可能となるように工夫をしていきたいと考えております。

続きまして、上下水道の関係でございますけれども、こちらは広域化ですとか料金の適正化というところのお話でございましたが、まず、総務省につきましては、いただいた御意見の下のほうなのですけれども、総務省も地方財政健全化の観点から自治体・公営企業の赤字・資金不足の分析の必要があると考えているが、現状そのような取り組みはしているかということで、こちらは毎年度、決算とか資金不足比率について調査・公表を行っているところでございます。

国土交通省は、下水道の関係でしっかり考え方を示していくことが重要ではないかということでございまして、こちらは新たに追記をしているところでございます。具体的には資料2-2の23ページ目ですが、「下水道事業の財務や経営の『見える化』を推進するため、経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見直しを見直すための推計モデルの活用を促進する。また、中長期的な下水道使用料の見込みが記載された事業計画の策定・公表について国において引き続きフォローアップを行う」ということで、こういう記載にさせていただいたところでございます。

続きまして、赤羽先生のところのVFMの関係ですけれども、各プロジェクトの財政効率化貢献額を示す取り組みを自治体で実施するよう、メッセージをアクションプランに記載すべきといった御意見をいただいたところでございます。こちらは御指摘のとおりでございまして、VFMは税込等を含んでいないという課題はあるのですけれども、自治体が個別の事業の歳出入効果を集計する場合に、集計自体は結構煩雑となることが予想されるのですが、金額自体はもしかしたら少額になるというところもありますので、まずは御指摘の観点に留意した上で、我々は今後、期間満了案件のレビューを実施し、そういった中で成果等の周知を

図っていくこととしたいと考えております。

続きまして、13ページ目でございます。裏に行ってくださいまして、江口専門委員から、重点分野の目標件数カウントについて、実施方針の公表と明確できない理由を教えてくださいということで、こちらは前回も回答させていただいたところでございます。

その次ですけれども、根本委員から4点ほどいただいております、1点目が、PPP/PFIを採用しなかった理由に「時間的制約があった」とのアンケート結果を報告いただいたが、そもそも簡易化ガイドラインが浸透されていないことが原因と考えると。ついては、そういった趣旨のものを追加すべきということでございまして、こちらは追加をしております。先ほどもありましたけれども、11ページ目の⑧の「なお、『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン』等を通じて手続の簡易化が可能である旨を周知するとともに」ということで、こういった記載をさせていただいたところでございます。

2番目は、公共施設の保有・非保有の関係のところでございます。こちらは先ほど御説明させていただいたとおり「公共施設を保有しないケースの事例を収集し、公共施設の保有・非保有に関する整理・検討を行う」ということで、これはやっていきたいと思っておりますということで追加をさせていただいたところでございます。

3番目の上下水道の料金の適正化というところで、こちらは御説明いただいた更新費等の話とあるのですけれども、要は、公営企業であるにもかかわらず更新財源が不足するというのは料金を低く抑えてきたためであり、上下水道における料金の適正化は、PPP/PFI以前の問題として必要であるということを示す必要があると、そういった御意見をいただいたところでございます。そういうところを踏まえて、厚生労働省、国土交通省、上下水道でそれぞれ記載をしたということでございます。

水道の部分につきましては、アクションプラン本体では21ページになるのですけれども、追加した部分に下線を引かせていただいているのですが、「水道法の一部を改正する法律案において、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならないことを明示的に規定することとしていることから、同法律案が成立した場合には、法律案の趣旨を踏まえ、水道料金の設定状況について国においてフォローアップを行う」ということで記載をさせていただいております。

下水道につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおり、赤羽先生のところでもありましたけれども、「経営に関する指標について、地方公共団体間で比較できる情報を提供するとともに、下水道事業における中長期の収支見直しを見直すための推計モデルの活用を促進する」ということで、こういったことを追記させていただいたところでございます。

続きまして、根本先生の4番目、公共施設等総合管理計画のところ、総合管理計画を不断の見直しをする旨記載してほしいというところでございますが、そちらは実際に記載をしております。本体でいきますと13ページ目になるのですけれども、そのもととも書いてある文章にこの下線のところ、「総合管理計画については、個別施設計画の内容等を

反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る」といった文言を追記させていただいたところでございます。

続きまして、清水専門委員でございますけれども、まず1点目が、「水道広域化検討の手引き」は平成20年度に策定したものであるもので、見直しを行う際には具体的な方策を盛り込んでほしいということでございます。こちらは今後の見直し時に留意をするということでございます。

2番目が、「広域化と併せ」というところを、「広域化を重要な契機としてコンセッション等の民間活用をしっかりと進める」ということで、これは水道のところでございますけれども、こちらはそのように対応しますということで2点書いておりまして、1つ目が、本体で言うと22ページ目になるのですが、「水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて」で、その後ですけれども、「広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業等の民間活力を強力に後押しする」と記載をさせていただいています。

もう一点、広域化という観点から、3の(7)の④ということで、本体でいきますと18ページになりますが、「内閣府等関係府省と連携しつつ、広域連携や官民連携の促進のための地方公共団体の取組を厚生労働省及び総務省が連携して支援するとともに、水道事業の経営の持続可能性を確保するため、改正水道法の施行を見据え、速やかに広域連携を推進するための目標設定について検討し、成案を得る」ということで、こちらは全く新規に書かせていただいたものがございます。

続きまして、今度はまた資料1の冊子のほうに戻っていただきまして、14ページ目になりますけれども、もともと優先的検討のところでは20万人未満に導入促進を図る。その際、負担軽減策としてとありまして、その際ということになりますと、20万人未満に限るという読み方をされてしまうということで、こちらはちょっと変えています。具体的には②、③で記載をしております。まず、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、情報の横展開を図るというのが1点でございます。それと切り離れた形で、20万人未満に限るものではないということですので、「PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体にも実施主体の裾野拡大を図るため、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法を検討する」と記載させていただいております。

続きまして、小森専門委員の1点目と3点目は、御意見ということで承りました。

2点目が、公共施設の非保有の関係ですけれども、こちらにつきましては、先ほども説明させていただいたとおり「公共施設を保有しないケースの事例を収集し、公共施設の保有・非保有に関する整理・検討を行う」ということで記載させていただいたところがございます。

続きまして、白石専門委員でございますけれども、まず、公営水力発電のコンセッショ

ン目標で、施設数となっているのはどういう意味かというところでございます。これは、今、記載は件数とさせていただいたところでございますけれども、カウント基準は引き続き、発電施設数ということで整理を行っておりまして、そのようにさせていただきたいと思っております。

続きまして、財間専門委員ですけれども、本日の説明資料1-4のP4の文言を追加してほしいという、これは何かと申しますと、中小規模の地方公共団体の官民連携事業の実施上の課題克服に資するモデルの形成を図るところでしたが、具体的に記載をさせていただいたものがこの（前）（後）でありまして、（後）というのが今の記載の案でございます。下線が追加の部分で「分野横断や広域連携による官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る」ということで記載させていただいたところでございます。

最後に、人口20万人以上・未満で支援等が異ならないのであれば、記載順をわかりやすく変更してほしいということで、これは先ほど清水専門委員のところでありましたけれども、②、③ということで書き分けて記載をさせていただいたところでございます。

駆け足ですけれども、以上が、前回いただいた御意見から対応させていただいた案ということになります。

それを踏まえて、資料2-1が概要で、2-2が本体でして、2-3は参考資料ということで、事業規模の関係ですとか今のアクションプランの進捗状況、そういったところを記載したものを付けております。

最後に簡単に、資料2-1は概要でございます。概要は改定のポイントというところを修正しております。改定のポイントの1番目は、改正PFI法案で創設予定のワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用により、国の支援機能の強化を図るということで、まさに今、PFI法案の審議をしております。そこでの制度、枠組みをちゃんとやっていくのだということに記載しております。

2番目が、実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ、実施主体の裾野拡大を図るということで、これはこれまでも何回か御説明をさせていただいているところでございます。

3番目が、空港を初めとするコンセッション事業等の重点分野に公営水力発電・工業用水道を追加するというので、こちらはいろいろほかの会議等の議論も踏まえて、公営水力発電・工業用水道を追加するというので書かせていただいたものでございます。

PPP/PFI推進のための施策は、赤字のところを主な改定事項ということで記載しております。

その下のコンセッション事業等の重点分野は、これも変えたところを赤くしております。下水道につきましては、今、具体的検討を6件達成で、ただ、江口先生ほか何名かからの御意見もいただいておりますけれども、今後、実施方針がまだ至っていないものもありますので、そこは平成31年度までに6件を目標とさせていただいているところでございます。

す。

資料2-2は本体でして、個別には先ほど御説明させていただいたとおりでございますけれども、ざっと通してめくっていただきますと、「1. 趣旨」はほとんどが時点の修正になっておまして、「2. PPP/PFI推進に当たっての考え方」が4ページ目から8ページ目までありますけれども、ここは基本的に年末に取りまとめたいただいた課題の中で、例えば5ページ目で制度面の障害事項等を適切に把握し解決を図るですとか、さらなる啓発とメッセージ発信が重要だとか、民間事業者・投資家の参入意欲を刺激するようなデータの「見える化」も図ることが不可欠、そういったところを追記させていただいたところでございます。

9ページ目から18ページ目までが「3. 推進のための施策」で、こちらは個別に先ほど対応の方針の案を説明させていただいたところでございます。

「4. 集中取組方針」は、主にコンセッションの重点分野の関係ですけれども、こちらも先ほど御説明させていただいたところが変更したということでございます。

28ページ目以降、「5. 事業規模目標」「6. PDCAサイクル」「7. その他」のところは、特段変更していないということでございます。

長くなりましたが、説明は以上です。

もう一点、御欠席の江口専門委員から御意見を事前にいただきましたので、御報告させていただきます。

まず1点目は、資料2-2の3ページで、最終行に現時点の目標の数字を再度記載するのがよいのではないか、5年間で〇兆円とか、前倒しになったのではないかと、との御意見でした。また、19ページで3年間の重点取り組みを書いているので、その表を3ページに張りつけインパクトを出すといった御意見をいただきました。

こちらにつきまして、現在の事業規模目標21兆円というのは3ページの2段落目に記載をしておまして、重複してしまいますので、そちらはこのまま記載しないということにさせていただければと思います。重点取り組みについては、先ほどの概要版の一覧でまとめておりますので、そちらで対応したいと考えております。

2つ目の御意見が、5ページということですが基本的な考え方のところなのですが、インフラファンドの阻害要因になっている次の2点を解決する必要があることを明記すべきということで、安定したIRR6%以上の実現、投資の譲渡の流動性確保を記載すべきという御意見でございます。

こちらについては、インフラファンドの阻害要件については現時点でまだ議論がなされているわけではありませんので、今すぐに変えるというよりは、来年度改定の申し送り事項、今後の課題とさせていただければと思っております。

3つ目ですけれども、5ページの最終行で、「見える化」を図ると我々は記載しているところがございます、民間投資の活発化のためには潜在的な市場規模だけでなく、毎年確実に案件が出てくる予見可能性が重要ではないかとの御意見でした。例えば、毎年1件

の空港民活の実現。年に1件あるかないかのPPPのために人、物、金を張りつけることはできないので、国及び地方公共団体で潜在的なPPP案件をあらかじめ公表して「見える化」を図るのがよいと思われるという御意見でした。

こちらにつきましては、例えば日本PPP・PFI協会なりのホームページ等に案件の情報が既に掲示されているところをごさいまして、そういったところも活用して、さらに何か足りないかがあれば、そこはまた御議論して、今後の課題とさせていただければと思います。

続きまして、4つ目は6ページのコンセッションのところの考え方なのですが、場合によってはサービス向上、将来的な安定的施設維持と引きかえに料金値上げも可能とする柔軟な対応の必要性を言及すべきという御意見でした。こちらにつきましては、先ほど水道・下水道もありましたけれども、個別事業分野で慎重に検討する必要があると思っております。6ページには書かずに、例えば今回も水道事業に記載をしましたが、そういったところに対応していきたいと思っております。

続きまして、5つ目は12ページで、首長の意識がPPPの推進に大きく影響することから、先進自治体、宮城県や愛知県の首長をターゲットとする合同シンポジウムを開くのが良いのではないかと御意見でした。

こちらにつきましては、16ページに地方公共団体の支援ということで、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施するというところを既に記載しておりますので、12ページに改めて書くことはしないということで整理をさせていただきたいと思っております。

続きまして、6つ目は13ページで、「平成30年度から」と開始年度を書くだけでなく、結論を出す目標年度も書くべきという御意見です。

こちらは、13ページの「(3) 公的不動産における官民連携の推進」の最後の⑤の取り組みに対するご意見と思われるのですが、やはり性質的に、期限までに実施する性質というよりは、今後引き続き周知なり横展開なりをやっていくというものでございますので、こちらはそのままにさせていただきたいと思っております。

続きまして、7つ目は18ページで、導入済みマップを作成し、導入が進まない自治体にピアプレッシャーをかける。交付金の分配に差をつけるという御意見でございます。

こちらは、恐らく「(7) その他」にこういうものを入れるべきという御意見と思われるのですが、さまざまな交付金がございますが、それぞれいろいろな客観的な基準に基づき分配されることになっておりますし、また「見える化」というのは5ページでも書いておりますし、優先検討でも毎年度公表なりをしていくとしておりますので、今、一つの方法としての御示唆はいただいたものと思っておりますけれども、改めてアクションプランという面では記載をせずに、今後いろいろ考えていきたいと思っております。

続きまして、コンセッション関係で幾つかご意見を頂きまして、例えば空港や水道、道路の次の目標設定が必要ですか、文教施設、公営住宅、クルーズ船、MICE、公営水力、工業用水道といった分野も実施方針策定を目標として明確化するべきという御意見でした

ただ、こちらは既に計画部会は最終というところもございますので、申し訳ありませんが、今からというのはなかなか各事業との調整も困難となっておりますので、これはぜひ今のままとさせていただきたいと思えます。

続きまして、事業規模の関係で御意見をいただきました。既に終わったものを計算に入れるのは違和感があるということですか、類型Ⅰのコンセッションの事業規模はもう目標達成が確実と思われまますので、あとどれぐらいやれば達成されるのかというところを記載すべきではないかという御意見でございます。

こちらは、そのものずばりではございませんけれども、今、参考資料に事業規模の集計ということで、各年度どれぐらいできたかというのと、目標といったことを記載させていただきましたので、そちらのほうで対応をさせていただければと思っております。

最後に、文字を小さくしてページを減らすべきという御意見をいただきましたが、逆に文字が小さいと読みにくいという御意見もございませますので、これはこのままとさせていただきまして、コンパクトな内容というのは確かに御意見としてあると思えますので、そこらはまた来年度以降の課題とさせていただきたいと思えます。

駆け足になりましたけれども、説明は以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のあったアクションプランの改定案について審議を行いたいと思えます。いろいろおありかもしれませんが、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○赤羽専門委員 ありがとうございます。アクションプランに盛り込むところと盛り込まないところというのがあったのですけれども、1つ質問というか、アクションプランの18ページの「(7) その他」、先ほど御説明いただいた広域連携のところでも新しく④というのが入っているのです。これはもともとのところが、厚生労働省と総務省が連携して支援するというので水道のことも書いてあるのですけれども、一般論といいますか、広域のところは上下もやっているのでも、同じことが下水道にも言えるのかなと。少なくとも前段はそういうふうにしたのですけれども、実際に厚生労働省と総務省が連携して支援するとはどういうイメージなのか、ちょっと私には新しく入ったところなのでわからないのですが、それを教えていただきたいのと、同じようなことは下水道も言えるのか。そもそも前段は広域に対応するところなので、かつ「(7) その他」というのは別に水道に関してのところでもなかったように思っておりますので、一般論で入れるならもうちょっと広くてもいいのかなといたしますか、ここに入れるのが正しいのかどうかという話なのですが、教えていただけますか。

○坂本参事官 おっしゃるとおり、下水道もあるのではないかと御指摘もありました。ただ、一方、まず喫緊の課題として言われているのは特に水道です。下水道はおっしゃるとおりあるのですけれども、特に今、水道については料金を値上げしないともたないのではないかと、政投銀さんの資料を我々も拝見していますが、いろいろなところで御指摘が

なされているところです。今、法案を提出していますが、国会審議でも出ているところです。

そういった中で、特にここは水道にフォーカスして書かせていただいています。そういうことで厚生労働省と総務省が連携ということなのです。では、何で後ろの水道のところに書かないのだということになるのですが、ここは4のところ。先ほど企画官の森のほうからもありましたが、ここはコンセッションの部分の内容をまとめさせていただいていますので、広域化というのはまさにコンセッションに限らない話。広域化しながらコンセッションをやることももちろんあるのですが、そういうことで中で議論した結果、前のほうに書かせていただいたところです。ちょっと説明で言葉が足りなくて申しわけございませんが、以上でございます。

○柳川部会長 どうぞ。

○赤羽専門委員 これは具体的にどういうイメージで支援すると。厚労省と総務省、これからかもしれませんけれども、それは多分、この時点においては予算措置とかそういうのでは余り関係ないですね。でも、来年度以降だからお金のところもあり得るのか。各省さんと何らか議論した内容があるのであれば、教えてください。

○坂本参事官 そういう意味では、予算というものを特に限定して想定しているわけではありません。おっしゃるとおり、厚生労働省の水道行政全般、あるいは公営企業を所管している総務省の行政、連携して水道事業をやっている自治体を支援していくというところなんです。そういうことで、予算に限らないというところなんです。

○赤羽専門委員 ということは、こう書いてあるから、最終的には目標設定をするということなのですか。

○坂本参事官 そうですね。ここは調整をさせていただいた中で、その目標設定について検討し、成案を得るとというのが30年度末、つまり今年度末までと。調整したぎりぎりのといいますか、こういった内容で厚生労働省、総務省、さらに私どもで調整をさせていただいたというところなんです。

○赤羽専門委員 なるほど。では、それを見るということですね。ありがとうございます。

○柳川部会長 今のところは、後半の今の内容とともに、前半の2行目の「支援するとともに」というのは何を意味するのか。前半と後半の関係が、純粹に日本語の問題として少し修文ができるのであれば。これは、前半はもうちょっと広い話をしているという理解なのですかね。それとも、後半の話のための前振りを言っているにすぎないのか。「ともに」の意味が多分わからないというのが、もともとの赤羽先生の御質問かなと思うのです。

これは、例えば支援するとして、特に水道事業の経営の持続可能性を確保するためでもいい文章なのか、そうではないのかというあたりがわからないので、確認と、修文の可能性をお話いただけますか。

○坂本参事官 まさに今、部会長のおっしゃったとおり、そういう趣旨で修正するというのは、関係省庁と調整をさせていただければと思います。

○柳川部会長 御検討をいただければ。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○佐々木専門委員 失礼します。御説明ありがとうございました。また、私の意見も含めまして、まとめていただきまして、ありがとうございます。

1点だけ質問をさせていただきたいのですけれども、18ページ「(7) その他」のところで、今の御議論の1つ上の③でございます。ここで「公共施設を保有しないケースの事例を収集し」と書かれているところにつきまして、地公体のほうはこれを読みますと、国は資産非保有に向かっている、そのために勉強を始めるのだなと受け取るのかなと思っております。そうなったときにどういう整理をされるのか、多分どこも不安に思うところがございます、手法はどういったものであるのかとか、リスク分担はどうかとか、災害時の危機管理はどうかといったところの整理をするのかなと思う一方、施設整備に当たるときの国庫補助についても、これは民間施設に入る場合も補助が出るようになるのか、そういったところで国庫補助が変わってくるのかなという心配もございます。そういった点について、今、具体的にどのようなことをされようとお考えなのか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○森企画官 非保有に向かっているとかそういうことはございませんで、本当に勉強段階からということで、保有・非保有で、整理というのはそれぞれ多分、メリット・デメリットがあるでしょうし、そういったところからまずは始めていくというところがございます。

○佐々木専門委員 ありがとうございます。

○根本部会長代理 今の点に関して、私を含めて何人かの方から意見があつてということなのですが、私の提案の趣旨としては、人口が減少する中で資産を持つことを優先させることの基本的な政策の矛盾があるので、非保有が不利にならないような方向で持っていくべきであるという方向感、私自身は持っているということです。

これは事例を収集するというか、まず制度の整理をして、それぞれごとに施設の種類によって違うので、どのようになっていますかという一覧性を持つということと、これはインフラも含むので、本当は公共施設等としていただいたほうがいいのですけれども、種類によって公共施設に関しては保有しなければならないとなっているわけではないので、そのあたりがしっかりと浮き彫りになるように整理をするということだと思っておりますが、これは内閣府が主語なのか。当然、自治法とか、国有財産法とか、公物管理の諸法とか、補助金適正化法とか、さまざまなものに関係してくるので、各省に照会して内閣府で取りまとめるということだろうと思うので、そういうことですよということ。

それから、これは内閣府の事務局に任せていいことではないと思っていて、部会の中でしっかりと議論をしていかないと、現状の制度はこうなっていますではなくて、我々国民がどのように向かうべきなのかということ議論すべきだと思っております。なので、計画部会か推進部会かどちらでもいいのですけれども、そこでしっかりと検討していくようにしていきたい。アクションプランにはこの記載でいいのですけれども、その後の議論のほう

がよほど大事なので、そのあたりのスケジュール感はどのようにお持ちでしょうか。

○石崎審議官 まだ正直持っていません。ただ、御指摘のとおり、今、事業推進部会なのか、計画部会なのかという議論があると思います。我々、事務方中心に考えていこうと思っ
ていますが、いずれにしても何らかの形で、きちんとした形で先生方に議論していただく
場面が必要だと思っています。スケジュール感については、また少し御相談させていただ
ければと思います。今の段階でこういうスケジュールでやっていこうというのは、我々
としても案として固まったものではないです。

○根本部会長代理 事務的に済まない話だと思うのです。哲学自体にかかわってくるので、
できるだけ上位のレベルで判断すべきことだと思うので、事務局で整理していただくのは
大いに結構なのですけれども、それに我々の検討がしっかり関与できるようにしていただ
くということをお願いしたいと思いますし、未来投資会議などの席でも、あるいは経済財
政諮問会議そのものなのかもしれませんけれども、本当に根源的な問題をしっかり検討す
べき場というのは必ずあると思うので、そういうこととの連動が必要かと思っています。

○石崎審議官 御指摘のとおりだと思いますので、よく御相談させていただきながら進め
たいと思います。

○柳川部会長 等を入れるのは、余りこだわらなくていいですか。

○根本部会長代理 等を入れていないというのは、公物管理法で決まっているところは当
然、不保有というのはあり得ないという意味で等を入れていないのですか。公共施設等。

○森企画官 済みません。そこまでは考えておりません。

○根本部会長代理 幅広く議論したほうがいいと思うのです。少なくとも上下水道に関し
ては、完全民営化水道というのはあり得るので、保有について制限を設ける必要はないと
思うのです。検討した結果、どうするというのはもちろんあるのですけれども、検討しな
いで、検討の俎上から外すというのはやはりおかしいと思うので、公共施設等と、等を入
れば全てカバーできるので、等を入れていただければありがたいです。

○石崎審議官 等を入れさせていただくのは結構だと思うのですけれども、どういう順番
で議論するかについては、余り広げ過ぎると逆に議論が進まないことにもなりますので、
議論の順番についてはまた御相談させていただければと思います。

ただ、最終的にいつまでという、多分これもまず第1段階、第2段階という議論になる
ような気がしますので、第1段階でどこまでやるか云々というのは抜きにして、等も含め
て議論するという事で認識させていただければと思います。

○根本部会長代理 もうこれで最後にしますが、少なくとも現状の制度を整理するとい
うのは速やかにできると思うので、それはお願いしたいと思います。

○柳川部会長 では、そういうことで、そのほかいかがでしょうか。

○大西専門委員 18ページが開いていますので、「(7) その他」の①です。私は第2回
を欠席していましたので申しわけないですが、第1回のときに、これまでやってきた事業
の事後的な検証が要るでしょうというコメントをさせていただいて、その部分がここに反

映されているのかなと思っています。ほかの委員からもPDCAの話が出ていました。

ここの「検証するとともに」の後です。「まだ多くの地方自治体でPPP/PFI事業の導入が進まない理由を分析する」と。もちろん目的として、導入が進まない理由を分析することがあってもいいわけですし、それが重要な目的の一つだとも理解しています。ただ、それだけではなくて、非常に案件形成というところにプッシュをかけていますので、一方で事後評価するのであれば、例えばクオリティーがちゃんと維持できたのかとか、副作用の部分がなかったのかというような観点から、もしそれがあったのだったら将来このような契約上の工夫などができるとか、将来の望ましいPFI事業の形成というのもその目的として位置づけることはできませんかという質問なのです。

○森企画官 おっしゃるとおり、そういう観点ももちろんあると思います。具体的にどういうことをやっていくかというのはこれからの御相談ですけれども、そういったところの御意見も踏まえて、こういった検証なりも進めていけたらと思っています。

○柳川部会長 書かれている御趣旨は、今、御主張になったことと齟齬はない、そういう趣旨でここを検証する、理由を分析することなのだろうと思います。なので、そこにわざわざ追記するかどうかということですね。大分前のほうですけれども、「3. 推進のための施策」というところでのその他なので、推進のために（1）のこれをするというふうに読めるとすれば、わざわざそれで案件をふやすということは書かなくても意味は伝わるのかなと思います。

○石崎審議官 ここに関しては、多分、やってみると、単純に、まず我々、PPP/PFIはきちんと最後までやって、これだけきちんと成果が出たのだよと。どうしても悪い話ばかり、途中でとまったような話ばかりが世の中に喧伝されますので、きちんと最後までやって、きちんとこういう成果が出たというのをまず出していきたい。ただ、当然ながら、やっていく中で、確かにきちんとできたところもあれば、もうちょっと工夫すればよかったねというところも出てくると思いますので、そういうものに関しては、今、御指摘のように望ましい形にまたフィードバックしていくことになります。

これはいろいろな意味が出てくると思いますので、今の段階は余り、このため、このためというよりも、やっていく中で幾つかのものをアウトプットでイメージしながらやっていくということにさせていただければと思います。

○柳川部会長 よろしいですか。

○大西専門委員 わかりました。

○柳川部会長 どうぞ。

○清水専門委員 今の話にもつながるのですけれども、アクションプラン全体の中で優良事例の横展開という言葉が何度か出てきて、これは非常に大事なことだと思うのですが、これをいかに効果的にプレーアップするかが一番のポイントだと思います。そういう意味では、例えば分野別の優良事例とか、あるいは小規模自治体で非常に工夫した事例とか、あるいは民間収益事業と併設するような事業であれば、そこから地域に与える経済活性化

効果が大きい事例であるとか、いろいろな切り口があると思うのですがけれども、この手法を採択することによって、実際、非常にいい効果がありましたよということを優良事例として、場合によっては国がきっちりと「選定」するような形にするとか、あるいは表彰制度を設けるといふこともあるかもしれませんが、そのようにしっかりとプレーアップするような形でやっていくと、横展開すべき要素が明確になるし、実際にそれに苦勞して取り組まれた自治体の職員のモチベーションの向上にも効果があると思います。

そういう意味では、そこの横展開のやり方ですね。そこをしっかりと検討していただくと非常にいいのかなと。これはアクションプランそのものの修正をお願いするというよりは、今後の展開の中で検討いただければありがたいなと思っています。

それから、前回、私がコメントした中で、水道の部分について、広域化とPPP/PFIは車の両輪としての性格を持つ旨の修正を施して頂いた点、ありがとうございました。

以上です。

○柳川部会長 よろしいですか。

前半のほうは修文のお願いではないということなので、その点はぜひ今後の議論で取り入れていただいて。

そのほか、御意見、御質問等はいかがでしょう。どうぞ。

○石田専門委員 いろいろと修正を大変お疲れさまでございました。

2つほど。1つは御提案と、1つは質問です。

18ページのところで今、佐々木専門委員から③について御指摘があったかと思います。改めて、12月か1月にまとめた課題が資料1の4ページに出ているかと思います。アクションプランに入る前にまず課題を整理しようということでしたときの、まさしく4ページの1番で、今後一層厳しくなる人口減少や財政状況等によって将来的な負担の増加が見込まれると。こういう趣旨の中から、必ずしも保有しなくてもサービスができるのであればいいのではないかとか、そういう観点でこれは書いていると思うのですが、確かにちょっと唐突なのかなと。何も経緯を知らない方が突然これだけ見ると、何を言っているのだろうという不安につながるのかなというのは何となく、言われてみたのを聞いて、そうかなという気がしました。

実は前段にも余りここの趣旨のことはそんなに書いていないような気がしましたので、少し今の御意見を踏まえて、どういう趣旨で非保有に注目しているのかとか、そういうことを一言追記いただけると、より趣旨がわかっていいのではないかと思いましたが、よろしければ御検討いただけたらなと思いますというのが1つです。

あと、今回、議論には全く出ていなかったのですが、14ページの「(4) 民間提案の積極的活用」というのがございます。こちらについては、30年度から②の官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるような検討を今後していただけるということかと思うのです。これが、いわゆる一般的な民間提案のことに、PFI法に基づく提案制度の活用という2つがあると思っておりまして、特に提案制度の活用については余りふえていないのか

など思っておりますので、ぜひ6条の提案制度などの普及なり、阻害要因なりということも研究いただいて、次以降、具体的に施策に反映できるとありがたいと思います。これは、PFI法に基づく民間提案制度との関係でもし考えていることがありましたら、教えていただければと思います。

以上です。

○柳川部会長 いかがでしょうか。

○森企画官 前段のほうは、確かにおっしゃるとおり、ここしか書いていなかったのも、そこは何か工夫できるか考えたいと思います。

○濱田企画官 14ページの一番下の②、③あたりに、①も含めて民間提案関係の記述がございますけれども、これはPFI法6条に基づくものも基づかないものも両方含んでおりますが、②、③については、特にPFI6条に基づくものを強く想定して書いている文章でございます。インセンティブをどうするかとか、そういうのがこれまでのこの場の議論でもございましたけれども、これがいいですよとお勧めするだけの事例はまだないので、支援事業とか、あるいは独自にやっつけらっしゃる自治体の情報収集とか、普及のためのエッセンスを集めて反映させて、横展開に資するようにまとめて周知を図っていきたいと思います。

○柳川部会長 そのほか。鈴木専門委員、どうぞ。

○鈴木専門委員 19ページなのですが、まず文章の意味をお伺いしたかったのですが、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入する観点から、コンセッション事業を集中して推進することが必要と。この意味をもう少し説明していただけないでしょうか。

○坂本参事官 そういう意味では、もともとPFIも確かに民間の経営原理が入ってはいるのですけれども、コンセッション事業はより幅広く、民間事業者が運営者となって実際に裁量といいますか、できる部分がより広くなるということで、特にコンセッションについては民間の経営原理を導入というふうに書かせていただいています。

○鈴木専門委員 この「集中して」というのが、次に書かれている重点分野を選定するところにつながるわけではなくて、コンセッションに集中してということになるという御説明ですね。

○坂本参事官 そうです。重点分野に集中してということではなくて、コンセッション事業に特に民間の経営原理をより入れられるということで、コンセッション事業を集中してということ。分野に集中してではないです。

○鈴木専門委員 わかりました。

あと、先ほど坂本さんがおっしゃいましたように、水道というのは本当に一番厳しい分野かなと思っておりまして、そういった一番厳しい分野において、民間側から、ほかにいろいろあるビジネスの中でここに投資をしようと、ここでビジネスをやろうと思うインセンティブといいますか、そういうものがどの辺に記載されているか。そういったところが今回、主にこの辺に盛り込んであるよというのが、ぱっと見て変化点がわかりにくいといえますか、今回ここが変わったのもう一段、民間としても踏み込んで検討するべき価値

があるというポイントは、特に水道の場合が一番厳しいので、水道でお伺いしたいのですが、それはどの辺だと考えたらよろしいでしょうか。

○坂本参事官 先ほど申し上げた18ページにもございますけれども、特に水道というのは今、非常に喫緊の課題になっていますというところがまずあるのです。一方で、水道については、実は国会の議論でもかなり出ているのですが、コンセッションだけが唯一の選択肢ではないのではないかと話もありまして、多様な選択肢の中から、コンセッションも選択肢の一つということで選んでいただく。そういった中で、21ページに若干ですが、今提出しているPFI法の一部改正案に盛り込ませていただいています、上下水道に限定して運営権対価で地方債を前倒しで返済するときの補償金の免除というのを盛り込ませて、それをインセンティブということで入れさせていただいています。

そういった中で、いろいろなやり方、先ほどの広域化もありましたけれども、今の状況を少しでも前に進める手段の一つとして、コンセッションも選択肢の一つとして入れさせていただくというようなところではあります。

申し訳ありませんが、書けることがそういうことで限定しているように、余りインセンティブにならないではないかというところはあるかもしれませんが、そもそも水道に関しては特にコンセッションというのはハードルが高いというのもありまして、そういった中で、もちろんコンセッションできるところはやるにこしたことはないのですけれども、そこはいろいろな自治体の状況に応じて、各自治体で当然議会とか、今働いていらっしゃる方々と御相談の上で判断していただくことになろうかと思っております。

○鈴木専門委員 そうですね。減免措置ですとかを入れたとしても厳しいなというのは、もちろんそれも御承知のことだと思うのですが、やはりほかの事業と比べてこちらが魅力あるものにするにはというところの知恵出しを、今は民間側がやらなければいけない状況にあります。弊社も広域化の事業をやっておりますが、そこでなかなかいい知恵が出ないというのが実態でありまして、そこにもう一押し、何かインセンティブみたいなものがあつたり、法改正だつたりがあると違うのかなと思っておりました。

この部分だというような御回答ですので、それは拝承なのですが、ちょっと足りないなという部分も印象としてはございます。先ほどの御回答で拝承いたしました。

○坂本参事官 非常に貴重な御意見をありがとうございます。また厚生労働省とも相談して、とにかく今の課題は、先ほどの政策投資銀行さんの資料とか、いろいろな雑誌とかでも取り上げられたり、いろいろな問題提起がされているところですので、そういった中で水道を運営している自治体の皆様にも検討していただくというところを少しでも。ただ、一方で、押しつけではいけないので、PPP/PFIをやらなければだめなのですみたいなことはなかなか言えないので、そこは各自治体さんの中で判断をしていただく。そのために我々も厚生労働省と一緒にあって、課題の解決を少しでも前に進めるのにつながるようなところを後押しさせていただければと思っています。

○柳川部会長 水道はなかなか難しいところですが、今の点に関してでも結構です

し、そのほか御意見、御質問はよろしいでしょうか。どうぞ。

○赤羽専門委員 先ほどの繰り上げ補償金の話は、公共に対するインセンティブであって、民間に対するインセンティブではないというところがまず一つ。

それから、先ほどの繰り返しになりますけれども、18ページの(7)の④で聞いた予算的なもの、これも公共なのか。多分、広域的にすれば、規模の経済が広がるので、よりビジネスができる可能性は広がるということが一つはあると思うのです。それに対して、あとはどれだけ更新費用とかそういったところでちゃんとビジネスが成り立つのだと、水道料金をちゃんと上げられるのかというのが民間がビジネスに入っていく上では非常に重要で、水道料金のところは、今回、水道法のところである程度考え方をお示しになっているという理解なのです。

先ほど聞いたのは、それも公共に対するインセンティブかもしれませんが、財政的なものは何か入っているのですかと言ったのは、もうちょっと広域をするともっといいことがあるよと。広域をするといいことがあるよというのは、公共に対するインセンティブかもしれませんが、規模の経済が働けば、それなりに民間もビジネスがある程度できてくるといふところのつながりの中で、先ほどのところだと、広域を推進するための目標設定については今年度検討し、成果を得るといふところで今、協議中なのですが、支援する内容がそれだけなのかというのは、私もほかにないのですかと正直なところ思うので、もう少し前広に。もちろん目標も設定するとともに、ほかのことももうちょっと検討するような文章でもいいのかなと思っているところではあります。

○柳川部会長 どうぞ。

○清水専門委員 今、赤羽先生がおっしゃったことの関連ですけれども、21ページの水道の1つ目の下段のポツのところに、水道事業の財務や経営の「見える化」を推進して、中長期的な水道料金の見込み等が記載された事業計画を策定・公表するという記載がありますが、この文脈は、要は、今のまま事業を継続していくと、将来、大幅に料金を上げないといけなくなるとすれば、その点事前に明示することが極めて重要との意味と受けとめています。コンセッションの導入により民間のとるべき適切なリターン、収益をとった後でも当初に比べると料金の上げ幅が抑えられましたというような事例が出てくるのが理想的と考えるところです。そういう意味では、要は、今のままだとこれぐらい上げざるを得ないのだというところを初期の段階でしっかりと表に出してもらうことが民間サイドにとって非常に重要なのではないかと思います。ここの文脈はそういう中での記載だと思いますので、その計画策定と公表は、そういう意味では非常に大事なかなと思っております。

○柳川部会長 白石専門委員、どうぞ。

○白石専門委員 これに付随して、ガイドラインを直してくれた私の感想なのですが、水道に関して厚労省さんが出している水道ビジョンなどを拝見してみると、中小の自治体さんが厳しいのですということを厚労省さんはお話しになっているわけであって、そういう面でまさに広域化というのが一つのソリューションになり得るのかなと。

これは私が前々回のときに提言させていただいているのですが、従前の広域化というのは、隣接する自治体さんが一部事務組合等をつくって経営統合していくというイメージだったと思うのですが、北海道の空港などですと、別に隣接していなくとも実施計画を一本にまとめて、複数のものを一つの入札でやるということでは、例えば人口が5万人しかない自治体さんの実施契約を5個集めれば25万人クラスになるわけであって、今の水道ビジョンを拝見してみると、人口の大きい自治体さんはそれなりにやっているということですので、そういう観点からも広域化は、赤羽先生がおっしゃった、民間にとっては規模の経済というのが非常に大きいのではないかと考えております。

○坂本参事官 では、まとめて。おっしゃるとおり、私も今のポストの前は民間企業に出向しておりまして、当時仕事した詳しい中身は秘密保持がかかっているので申し上げられません、そういう中で、やはり民間企業が投資しようという状況をつくるのは非常に大事なことだと思います。

一方で、水道に特化して申し上げると、まずは、今の国会での審議もそうなのですが、特に組合系の支持を受けている政党の先生から非常に厳しい御指摘をいただいているところでして、そういう意味で、やはり今までどおりでやりたいという御意見もかなり強い状況です。そういった中で、自治体の皆様に今の状況、それから改善策が必要だということ判断していただく、そのための材料をできるだけわかりやすく我々も出していくのが大事だということはどうしても先に来てしまって、これはPPP/PFI全般に言えることだと思いますけれども、募集要項を出して公募しても、当然、手を挙げてくださる民間の事業者の方がいらっしやらなかったら事業として成り立ちません。そういう意味で、民間の方々に投資していただきやすい環境をつくるというのは非常に大事です。

そういう中で、両方やっていくというのは非常に大事なのですが、おっしゃるとおり広域化ですとか、あわせてやっていく環境づくりというのは、厚労省、あるいは総務省と御相談しながらやっていきたいと考えております。

皆様の御意見にまとめてお答えできているかわかりませんが、以上です。

○柳川部会長 これは、水道は重要なものだけれども、なかなか今のタイミングでは難しい面があって、法案がきれいにまだ通っていないということと、水道事業そのものがある意味で、空港のコンセッションなどと違って、そもそも民間に任せれば収益性が出るというわけではないので、どこがどう分担してPFIでやったらいいのかというところが、本当はそのあたりのスキームをきっちり議論した上でアクションプランが乗っかってくるというのが一番理想だと思うのです。どういう費用分担みたいところでコンセッションが回るのか、あるいは違うPFIが回るのかというところの議論があった後でアクションプランがきちんと出てくるべきだと思うのですけれども、法改正のタイミングとかがあってなかなかそこまでいかなかった中、アクションプランで書かなければいけないと。

しかも、このアクションプランというのは、基本的には各省庁のアクションであって、民間のアクションとかは一応その外側にある、間接的にしか出てこないという中だと、御

指摘があったように、官庁があれやります、これやりますと言ったところで、民間はそれでどういうビジネスモデルが可能なのか、なかなか見えてこないというのがあって、なかなか悩ましいのかなと思います。

ただ、現段階である程度これをまとめなければいけないということからすると、大幅な修文はなかなか難しいのだろうという感じがしますので、もし何か、一言こんな文章を入れてほしいとか、あるいは一言こういう文章があればもう少し先に議論が進むのではないかというものがあれば、今、出していただくなり、後で出していただくことになるかと思えます。御指摘のところは、私も本当にそうだと思いますし、もうちょっと本格的な議論ができればよかったですでしょうけれども、今のタイミングではなかなか難しい。

坂本参事官からお話があったような取り組みの中で、そういう形で課題はあるのですけれども、修文がもしありましたら出していただくという感じがぎりぎりかなと思います。今ではなくてもいいかと思えますので、ちょっとお考えいただいて。

ここで議論を切る気はないので、今の点に関してでも結構ですし、そのほかの点でも結構ですが、御議論を出していただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○財間専門委員 水道とかではなくて、大分論点が変わってしまうのですけれども、概要の真ん中の実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進の赤字の部分の「経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体」の小規模のところですか。私の印象では、今回の改定の一つ、私の中では結構大きい重心を動かしているなという印象を受けていたのが、20万人未満の地公体に期待して裾野を拡大していくということの踏み込み方が、前回よりも大分ぐっと踏み込んでいるという印象を受けています。そういう意味で、ここを小規模の地公体よりも、明確に20万人未満とか、要は自分たちが対象なのだよというように見える形にしてあげたほうが、20万人未満の地公体の人々がしっかり読むのではないかという印象を受けています。

というのは、今、私は山口市、ちょうど20万を切った自治体なのですけれども、アクションプランの話とかコンセションはウン兆円の目標を立てているということで、彼らからすると、自分たちとすごく距離が遠い印象を持っているのです。PFIのガイドラインがこのように変わっているのだよとか、こういうアクションプランの中でこういう方向感で行っているのだよという話が、やはりまだまだぴんときていない自治体の方は多いような気がするので、ここを明確にしてあげたほうがいいかなという気がします。

そのように考えると、一番上の新たなビジネス機会の創出だとか、右側にある地元企業の事業力強化だとか、このあたりを中堅・中小の自治体も、自分たちの企業、周りの企業のためのビジネス機会の創出につながるというふうに読んでくれると思うので、そのあたりは意識を持つような書き方にさせていただけるとありがたいと思います。

○石崎審議官 まず、これは本文で言うと10ページの①、②、③のあたりを引っ張っているとところだと思います。20万人以上は①で、②で20万人未満の公共団体への導入促進を図るよというということで、ここで20万人未満の導入促進を図りたいというのは我々としても

明確に出しているつもりでいます。③は、どちらかという経験の少ない公共団体。規模と書いていますが、言ってみれば余り件数が繰り返してこないようなと、そのようなイメージで割と定性的に書いていたものですから、ここは20万人未満というよりも、経験が恐らく少ないだろうと。そういう観点で③を書いていたので、余り20万人未満と明確にしているつもりはなかったの、②と③で少し使い分けています。今、このところは③を引っ張っていますので、そういう意味では小規模というほうが、むしろこの形であれば自然だろうと思っています。

今、御指摘があったように、10ページのところに20万人未満というのは、今までどちらかという優先的検討規程を20万人未満に広げていくかどうかという観点については、昨年いろいろ議論して、20万人以上でもまだ入り切れていないし、かつ規程を定めること自体に大分負担感を覚えているようだ。そういうことから考えれば、規程をつくるというのをひたすら広げていくのではなく、実際にやる案件をとにかくつくりやすくする。そちらのほうで頑張っていきたいという視点でございましたので、20万人未満も含めたと思うのですが、できれば我々は、20万人以上というので余り切り分けしないで、優先的検討は20万人以上というふうに切り分けて線を引いてやっていますけれども、それ以外のところは当然、幾らというのではなくて、小規模のところでもとにかくやれるものを、PFIは難しくても、PPPであればできるものはあると思いますので、余りそこは規模の概念を入れないで推進していければと考えています。

○財間専門委員 非常によくわかるので、反論という意味ではなくて、恐らく、大体皆さん、概要をばっと読まれるので、概要のところ、20万人未満の地公体への期待感も大きく変わったのだなというのがわかるようなところがどこかにあるといいなと。

○石崎審議官 そういう意味では、先ほど10ページの①、②、③とあって、①と③がここに載っていますので、②に相当するところを少し工夫して概要版のほうにも載せたいと思います。

○柳川部会長 ちょっとそこは工夫をしていただくということでお願いします。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○根本部会長代理 大きな話なのですが、個々の文章とかはもう結構だと思います。年々アクションプランが局地化していくというか、大きいネタがなくなりつつあって、それはそれなりにクリアしてきているのですけれども、それはアクションプランとしてクリアしているだけで、実行はなかなか進まない中で、プラン自身が新しい領域がなくなっている、だんだん寸詰まりの感じがあって、文章だけ読むと非常に抽象的というか、具体的なところはすごく狭かったりするので。

これは誰の責任というよりは、我々自身の仕事として考えないといけないのは、アクションプランをしっかりとつくって推進するということを使命としている我々委員会として、もうちょっと抜本的に変えるような手だてを考えたほうがいいかなと。すき間を埋めるという作業をずっとここ何年かやってきているので、もうちょっと民間からというか、国民

的な期待が潜在的には物すごくあるし、あるように仕向けないといけないと思うのですが、そのエネルギーがアクションプランになると反映されていないように思います。これは自己批判というか、反省すべき点が非常に多いので。

なぜそうかなと思うと、やはりアクションプランはある意味抽象的な題目出しの議論なので、事業推進部会も含めて、部会の中でもうちょっと具体的な議論をやって、アクションプランにより具体的なことを書けるように部会の議論をしっかり詰めておく必要があるのかなと。

委員自身として、もうちょっと頑張るべきではないかと私自身は感じております。皆さん、どうなのかなということなのですが、そこをちゃんとやっていかないと、来年になるともっとすき間が狭くなってきて、いよいよ、ただプランをつくっただけみたいなことになってしまうので、それではいかぬのではないかと。そういうのをちょっと感じましたということです。

○柳川部会長 そうなのですね。少し現状のものを積み重ねていくことの限界みたいなものがある、どんどん分厚くはなるのだけれども、新しいネタはすごく細かいところしか出せないという話で、これをずっと積み重ねていくと、ひたすら厚くなって、みんなどこを読んでいいかわからなくなるというのもなかなか問題だろうと思うので、こういうものがどうあるべきかというのは、今すぐ、きょうどうこうということではないけれども、どこかで少し抜本的に考えたいなという気がいたします。

○石田専門委員 今のところに関して、済みません。今のお話を伺っていて気になっていたことが1つありました。多分、28ページとかがわかりやすいかと思うのですが、「(1)目標設定の考え方」のところで、「PPP/PFIの着実な推進を図っていくため、10年間（平成25年度から34年度まで）」とあって、これが25年度から始まる10年間のプランの位置づけなのかと思っています。そうすると、実は29年度から30年度に行くところがちょうど、いわゆる半期レビューみたいなのところだったのかなと思ひまして、そういう意味ではその機会を若干逃してしまったのかもしれないのですが、後半に向けて、これはしっかりと中身のあるものにしていくための全体的なレビューがどこかであると、今、各委員からあったとおり非常にいいのではないかと感じておったのですが、このタイミングに済みません。忘れていましたので、一応確認をさせていただきます。

○根本部会長代理 5年経過したから、今年度やればいいのですよ。

○石田専門委員 今年度やればいいのですね。確かにそうですね。前半5年が終わったのだと。

○柳川部会長 では、今後の課題ということで。今後の課題といって先送りするわけではないので、重要な御指摘だと思いますので、少し真剣に考えたいと思います。

そのほか、よろしいですか。ちょっと早いですけれども、特に御意見がないようでしたら、本日の審議はここまでとさせていただきます。

アクションプランの見直しに関する計画部会の開催は、一応、今回で最後となります。

皆様には短時間のスケジュールの中で積極的に御参加、御議論いただき、本当にありがとうございました。今後のスケジュールは、先ほど事務局からお話がありましたように、5月21日の委員会において、本学会からの報告としてアクションプランの改定案の審議を行う予定になっております。本日の議論を踏まえた改定案の修正を含めて、委員会への報告については、もしよろしければ部会長の私に御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柳川部会長 ありがとうございます。

最後に、石崎審議官のほうから御挨拶をお願いいたします。

○石崎審議官 本日は、最後まで熱心な御議論を本当にありがとうございました。

本日も幾つか御指摘いただきましたけれども、正直申しまして、きちんと一回整理をした上でやろうということで、昨年の秋ぐらいからこの計画部会で、今の問題は一体何なのだろうというのを年末までにまとめようという議論を今回させていただきました。ただ、本来であれば、それをもとに、抜本的なまではいかなくても、ある程度大きな弾を入れていきたいというのは正直そう思いながらやったわけでございます。申しわけございませんが、今年は法改正の議論があったりとか、委員の改選の関係で1月から3月はほとんど議論ができなかったとか、昨年議論を開始したときには想定していなかったようなものがありまして、私も最後のところが力尽きて、議論が中途半端に終わってしまったなど。とにかくアクションプランに間に合わせるといふふう到最后、議論せざるを得なかったというのはじくじたるものがございます。

いずれにしても、今日、幾つかの御指摘をいただきまして、また宿題もいただいたと思っております。どういう形で計画部会、事業推進部会を回していくのかにつきましては、また両先生にいろいろ御相談させていただきたいと思っておりますけれども、確かに来年、そういう意味では5年の区切りというところもございますので、何らかの形で整理して、正直なところ、課題のところまでは結構それなりに整理できたのではないかという気がしておりますので、それを具体的にどういう形でやっていくのかということについて、再チャレンジの年ということで、また御議論させていただければありがたいと思っております。また引き続きよろしくをお願いいたします。

いずれにしても、本日、アクションプランの30年改定につきまして、素案の御議論をいただきまして、ありがとうございます。部会長に御協力いただきまして、来週、委員会で議論いただいた上で、推進会議での決定というところに持っていきたいと思っております。それを踏まえて、まず、やるべきことをきちんとやっていく。さらにまた引き続き御議論いただいて、来年のアクションプランをどうしていくか。アクションプランという形でやるのかどうかも含めてかもしれませぬけれども、いずれにしても今後どうしていくのかということについて、幅広い御議論をまた引き続きお願いできればと思います。

本日も、またこれまで熱心な御議論をどうもありがとうございました。今後ともよろし

くお願いいたします。

○森企画官 最後に事務局からでございますけれども、次回なのですが、今もいろいろ御議論ございまして、審議官からもありましたが、進め方等はまた御相談させていただきたいと思います。少なくとも、今後、30年版でアクションプランをつくりまして、フォローアップを行っていくというのは引き続き行ってまいりますので、時期については部会長とも御相談させていただきながら進めていきたいと思っておりますけれども、決まり次第、日程の調整の連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○柳川部会長 アクションプランの見直しに関する計画部会はきょうで最後なのですが、計画部会自体は日程調整してまた続くということでございますので、また御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうも御協力をありがとうございました。